

くろまぐろ型TACに関する基本計画(試行) (第3管理期間)

平成29年6月30日公表
一部改正平成29年8月30日公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針

くろまぐろは、漁獲量の大半を我が国が占め、更に韓国やメキシコなど他国により漁獲されたものもその多くが我が国に輸出されている。このため、我が国としては、同資源の最大の漁業国かつ消費国として、また、同資源の産卵場が我が国周辺水域内にあることからも、その持続的利用に大きな責任を有する立場にある。

我が国周辺水域を含む中西部太平洋のくろまぐろ資源の保存管理は、中西部太平洋まぐろ類委員会(以下「WCPFC」という。)において、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会(以下「ISC」という。)の資源評価結果に基づき行われており、平成26(2014)年には、平成27(2015)年以降の措置として、以下の内容が決められたところである。加えて、平成28(2016)年には、翌年より小型魚の枠から大型魚の枠への振替を可能とすることが決められた。

- ① 現在の親魚資源量を、平成36(2024)年までに、少なくとも60パーセントの確率で歴史的中間値までさせることを暫定回復目標とする。
- ② 30キログラム未満の小型魚の漁獲量を平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量から50パーセント削減する(超過量は翌年の漁獲上限から差引く)。
- ③ 30キログラム以上の大型魚の漁獲量を平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量から増加させない(超過量は翌年の漁獲上限から差引く)。

我が国は、これまでも管理強化に取り組んできており、平成29(2017)年4月には「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令」の一部を改正し、くろまぐろを漁獲可能量(TAC)制度の対象としたところである。今後は、これまでのくろまぐろ型のTACの試験実施を踏まえながら、平成29(2017)年中に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく基本計画を作成し、平成30(2018)年1月からTAC制度を開始できるよう進めて行くこととしている。

本基本計画では、これらを踏まえながら、くろまぐろの漁獲可能量を定めるとともに、我が国国内の保存管理措置について規定するものである。

第2 くろまぐろの動向に関する事項

平成28(2016)年にISCが行った資源評価の結果によると、親魚資源状況は平成8(1996)年から続いている減少傾向に歯止めがかかり、平成22(2010)年以降は増加傾向にあるものの、平成26(2014)年の親魚資源量は依然とし

て歴史的最低水準付近にある。

加入量については、上述の ISC 資源評価の結果によると、平成 26(2014)年は極めて低水準であり、直近 5 年間の平均も、過去平均以下とされている。ただし、加入量モニタリング速報によると、①平成 27(2015)年の加入量水準は依然として低位であるものの、平成 26(2014)年よりは良好な可能性が高く、②さらに、平成 28(2016)年の加入量水準は平成 27(2015)年を上回る可能性が高い。なお、ISC においては、加入量は、資源評価の範囲の中では、親魚資源量との明確な相関はなく、大きく変動しているとされている。

第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項

1 くろまぐろの第3管理期間の漁獲可能量の設定は、WCPFC の決定を踏まえ、以下のとおりとする。また、2に示すとおり、状況の変化があった場合は、必要に応じて漁獲可能量を改定するものとする。

- (1) 30 キログラム未満の小型魚の漁獲可能量は、平成 14(2002)年から平成 16(2004)年までの平均漁獲量の 50 パーセント(8,015 トン→4,007 トン)から、第2管理期間の超過量(333.5 トン)を差引くとともに、大型魚に振替(250 トン)した漁獲量(3,423.5 トン)とする。
- (2) 30 キログラム以上の大型魚の漁獲可能量は、平成 14(2002)年から平成 16(2004)年までの平均漁獲量(4,882 トン)に、小型魚から振替(250 トン)した漁獲量(5,132 トン)とする。

第1種特定海洋生物資源(試行)	管理の対象となる期間	漁獲可能量
くろまぐろ	(第3管理期間)	8,555.5 トン
30 キログラム未満の小型魚	(第3管理期間)	3,423.5 トン
30 キログラム以上の大型魚	(第3管理期間)	5,132 トン

(注)第3管理期間とは、第4の指定漁業等(大臣管理)は平成 29(2017)年1月1日から 12 月 31 日まで、第5の都道府県(知事管理)は平成 29(2017)年7月1日から平成 30(2018)年6月 30 日までとする。

2 漁獲可能量に係る WCPFC の保存管理措置が変更された場合には漁獲可能量の改定を行うものとする。

このほか、くろまぐろは、全国の沿岸域において、様々な漁法・漁期により漁獲され、年による来遊状況に偏りがあることを踏まえ、来遊状況の偏りを異なる地域や漁業種類の漁業者間で一定程度吸収することができるよう、管理することが望ましいところ、地域間、漁業種類間の漁獲可能量の融通について調整が整った場合には、当該融通の反映をするための改定を行うものとする。

第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第3管理期間の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(1)くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚

第1種特定海洋生物資源(試行)	指定漁業等の種類	数量
くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚	大中型まき網漁業	1,500トン
	近海かつお・まぐろ漁業	62トン
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44トン

(注1)指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。)第1条第1項各号に掲げる漁業(特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。)をいう。

(注2)第3の2の規定に基づき、必要な場合には配分数量の改定を行うものとする。

(2)くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚

(1)の表に掲げる指定漁業等による漁獲と第5の1の(1)に掲げる都道府県が管理する漁業により漁獲される数量をあわせて、5,132トンとする。

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第3管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(1)くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚

都道府県名	数量	漁船漁業等の広域管理	定置網の共同管理
北海道	111.81トン	岩手県 0.1トン	北海道 57.31トン
青森県	256.3トン	宮城県 1.2トン	青森県 140.3トン
岩手県	67.16トン	新潟県 1.1トン	岩手県 67.06トン
宮城県	42.32トン	富山県 2.6トン	宮城県 41.12トン
福島県	7.9トン	福井県1トン	秋田県 8.08トン
茨城県	15.12トン	愛知県 0.1トン	山形県 0.162トン
秋田県	19.48トン	大阪府 0.1トン	千葉県 9.2トン
山形県	8.762トン	岡山県 0.1トン	神奈川県 12.19トン

新潟県	44.4トン	広島県 0.06トン 香川県 0.1トン 佐賀県 0.78トン 大分県 0.6トン 沖縄県 0.1トン 合計 7.94トン	新潟県 43.3トン 富山県 66.96トン 石川県 50.34トン 福井県 16.52トン 静岡県 4.84トン 三重県 4.56トン 京都府 15.48トン 兵庫県 0.32トン 和歌山県 9.1トン 佐賀県 0.1トン 長崎県 28.9トン 鹿児島県 4.7トン 合計 580.542トン
富山県	69.56トン		
石川県	52.64トン		
千葉県	41.2トン		
東京都	9.6トン		
神奈川県	26.32トン		
静岡県	19.36トン		
愛知県	0.1トン		
三重県	18.72トン		
和歌山県	23.0トン		
大阪府	0.1トン		
兵庫県	2.22トン		
岡山県	0.1トン		
広島県	0.06トン		
山口県	85.1トン		
香川県	0.1トン		
徳島県	7.8トン		
愛媛県	7.2トン		
高知県	56.67トン		
大分県	0.6トン		
宮崎県	11.76トン		
福井県	17.52トン		
京都府	16.48トン		
鳥取県	1.7トン		
島根県	67.72トン		
福岡県	6.1トン		
長崎県	613.8トン		
佐賀県	0.88トン		
熊本県	1.36トン		
鹿児島県	8.08トン		
沖縄県	0.1トン		

(注1)このほか留保分は 78.3トン。

(注2)第3の2の規定に基づき、必要な場合には配分数量の改定を行うものとす

る。

(注3)都道府県は、国と協力しつつ、遊漁者及び遊漁船業者に対して、漁業者の取組について周知を図り漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請するなどを行うものとする。

(2)くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚

(1)に掲げる都道府県が管理する漁業により漁獲される数量と第4の1の(2)に定める指定漁業等による数量とをあわせて、5,132トンとする。

第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚の漁獲量が平成 14(2002)年から平成 16(2004)年までの平均漁獲量を超えないよう、自主的な資源管理措置の継続を促進することとする。
- 2 漁業者等による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、くろまぐろの保存及び管理に係る協定の締結・実施を促進することとする。

第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- 1 くろまぐろの保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 くろまぐろは、年によって来遊及び漁獲状況が大きく変化することから、知事管理量間及び大臣管理量と知事管理量の間の数量の調整が行えるよう、水産政策審議会の意見を聴きながらそのルールを検討することとする。
- 3 各都道府県は共同で管理する数量が守られるよう協力するとともに、管下の漁業関係者に対する指導を行うものとし、国は当該共同管理が円滑に行われるよう必要な助言・指導を行うものとする。
- 4 第2管理期間において小型魚の上限を超過したことに対して内外から厳しく批判されていることを受けとめるとともに、第4管理期間以降の管理が適切に行えるよう第3管理期間においては、全ての関係者が漁獲上限の遵守について最大限の努力を行うものとする。なお、万が一、漁獲可能量を超過することとなった場合には、WCPFC の保存管理措置に基づき、超過量を翌年の我が国漁獲上限から差引くとともに、同様の考え方により配分数量に反映させる。